

清水子市 田村祐一 世本益夫 村野 弘
岸 茂 高橋千春 米泉 董 瀬古清兵

基地関係商取者対策特別委員会

渡井 明 吉田 清 西村光人
大久保一郎 細川晋一 磯村武夫

商業者対策特別委員会

斎藤博 西村光人 田村祐一
吉田 清 山下久吉 中西虎蔵

一議長 以上の通り決定して異議ありませんか。

異議ないので以上のように決定いたしました。

日程第七 特別委員会委員長の選任について

一議長 続いて特別委員会委員長も決定願いたい

書記 朗読

副委員長

一議長 特別委員会委員長は次の通り選任により決定いたします

一い

と場運営特別委員会

委員長 中西虎蔵 副委員長 山下幸三

自治会館建設特別委員会

委員長 大久保一郎 副委員長 清水子市

基地関係商取者対策特別委員会

委員長 渡井 明 副委員長 吉田 清

商業者対策特別委員会

委員長 山下久吉 副委員長 斎藤 博

議長 特別委員会委員長 副委員長は以上のように決定して宜しいか。

異議ないので以上のように決定いたします。

日程第八 一部事務組合合議員の選任について

議長 本件を上程いたします。

書記 朗読

議長 一部事務組合会議員は次の通り指名推薦により決定して宜しいか

福生伝栄病院組合会議員 三名

瀬古清彦 高水惣八 石川信義

狭山大平場組合会議員 三名

瀬古信雄 香藤要一 吉田 清

議長 一部事務組合会議員について異議ありませんか。

異議ないので決定いたします。

日程第九 臨時お納検査立会議員の選任について

議長 本件を上程いたします。

書記 朗読

議長 臨時お納検査立会議員の選任は指名により次の者を指名して決定して

宜しいか

臨時お納検査立会議員

近市益夫 渡辺清三郎

議長 異議ないものと認の以上決定いたします。

日程第十 監査委員の選任について

議長 議案第三十四号を上程いたします。

書記 朗読

議長 第三十四号議案について異議ありませんか。

異議ないものと認の以上決定いたします。

議長 異議ないので認の決定いたします。

日程第十一 契約締結同意について

議長 議案第三十五号を上程いたします。

議案オミエ号について説き及ぶ。――

本中は契約締結同意方についてあります。この問題につきましては、昨今使用にありまして、場の汚水の問題につきまして、非常にその処理がうまくいってないところからこの議案も出たのであります。但、従来と場におきましては一日平均七五頭のと殺処分が平均になつてあります。今度の予算にありまして、一カ月の予算と計――特別会計をもつて、^{処理}処理にありましてあります。

これ、昨今、不完全なものの整備を急いであるものが冷蔵庫のスイッチがございます。これが、これは三十三年分において四三〇万円の工事をもって先般契約し、着々工事を進めてあります。が、昨今、残碱の取付、電気の取付を残りましてあります。この十月下旬にやり、完成すると思つてあります。

そして汚水の処理であります。初めに計画したものは砂地で、川系でありまして、その始めに普通の浄化と――地下水を次の貯溜槽にまわし、その水を吸込槽と云うようにやつてやるならば、容易すく処理出来るものと考へてあります。

ところがやつてみますと、最初の考とは少し異なりまして、即、承知の通り、非常に地下水が低いので地下水が湧くと云うものなるとあります。或はこの汚水が汚いとなつたわけがなく、血と肉と脂肪が混つてゐる関係と目つてゐる。浄化もされず、吸込みもなつて非常に現在の状況と――は不潔な状態になつてあります。従つて、この監督に――あります。都の獣医衛生課にありて監督――あります。か、地えと――何と改善の方針をとつて、戴きたつと云う要望もあり



まーたので、この処理については、委員会も、議会も頭を
 ソレめてありまーたという。たまたま、九州において
 株式会社日本浄水^浄と云う会社があり、九州地方に四ヶ所、ば
 かり既に三ヶ所処理を、あるから行く、て見たら
 どうかと云うのが、あるまゝ並に獣医衛生課の方から^認合^合かあ
 りまーた、昨日十日に議員さん方と夫人ばかりで、三ヶ所の
 視察を、まーたつたのであります。が、私達の考へてい
 たより以上の成果が日本^浄水のやうな、たものにつけてなすべ
 ていると云う次第であり、何故さうゆう遠くまで行った
 かと云うと、関東地方には未ださうゆう施設がないと、今
 やつてゐるのは九州地方だけがある、と云うことであり
 ますので、私共と、一、二度その時は選挙のときで
 あります。たので議員さん方は忙しい時つもありたので
 あります。が、時間とさきまーたこの地方に行つて見て

大正四年四月二十日



唯今申し上つた通り、非常によく出来てゐる。浄化槽
 があると云うことかわかりましたので、今回三ヶ所を採甲、一、二
 と云うので、四月二十日にと場委員会をもちまして、これに
 決定を、す。すぐさまやると云うこと、で仮契約をやつたらよい
 の、ではないかと云うので、二、に株式会社日本浄水さんと、ま
 三ヶ月と云う金額をもちまして、三、にあります。通
 りの設備を、まーた仮契約を結んだ、ような次第
 であります。三、に、た、と、い、あ、さ、う、く、あ、る、な、ら、ぬ
 理、か、あ、ま、さ、う、の、流、水、か、行、つ、て、見、ま、た、関、係、を、や、ま、す、と、な、と
 ん、と、清、水、に、近、い、の、か、あ、て、い、る。汚、物、と、云、う、も、の、は、そ、こ、に、あ、
 り、ま、す、血、液、の、赤、く、な、つ、た、も、の、も、全、知、さ、れ、る、色、を、あ、る、
 流、水、と、な、り、は、清、水、に、近、い、の、か、あ、て、い、る、よ、う、な、物、だ、と、思、
 へ、ま、さ、う、ま、ま、三、。か、で、仮、契、約、を、ま、ま、結、ぶ、ま、ま、
 これと同じような理、理、を、し、つ、や、る、も、の、で、向、う、は

二五。万月かて契約をやったようですが、関東地方にも
おぼたいたとうようなことで、空費もいるが、否定的なものも
もつて、二五。万月をうつくと云うこと、仮契約を結
んだわけでありませう。

以上おつぱくを本説でありますが、そのような経過
をたどりまして、仮契約をいたしまして、その
宜しく審議願うと思ひますが、入札の方法は原則
的には竟入札と云うことになり、ありますが、他の
の方法として、隨意契約或は指名入札の形を従来とつて
つあります。これは条例によりはつきりしてあります
が、今團に提せうするものは指名入札と云うことで
オス条の三六の二の同意を得まして、これを契約を結ぶと
云うことになりつあります。

唯今申し上りますように経過をもちまして、仮契約を

結ぶ審議を至しまして、即ち要談をけんば、お契約を結ぶたい
と思ひます。

議長 三十五号議案について要談ありませんか

オス番 契約締結のものには要談ございませんが、即ち何にたい
ことは薬液は一日どのくらいか、費用がかかると参考までに
即ち何にたい

この薬液は苛塩と石灰とを混ぜて、それを等分に自然に
け水とかくはんにして、流すような方法にな
つてあります。が、残碱は十七処理と云うことになり、
あります。これを頭数に割ります。と、電気科、石灰
苦塩等を含めまして、一頭十日と云うのが、現在のもの
す。血液を全然外にとり、入っているそのまゝの血
を換算して、そのくらいか、と云うことであり
ます。が、当と切にあきまして、即ち承知り通り、豚のよう

なるものに付きまゝに殺すと直ぐと血をせまゝに
どうも正事に受けおありです。のうすさうくどうも
たもやがたうて割はあると思つておあります。ので現在
土管に漏つてゐるのは二三割程なうはなうかと思つてお
ります。

そのような結果から考へますと、十円と云うものはいくらか減
るのではなうかと思つておあります。

議案三〇号については異議ありませんが、この工期かいつである
かと云うことが一處と、二ヶ所が完成した場合、福主了から出
る此のうの汚物処理場来るかどうかと云う二處について
御伺ひいたします。

これは汚物処理場のなくと場所であるの事あり。

一町役

それでは工期につきまゝに、二十五日と云つておあります。が
一ヶ月まゝと云つておあります。が三ヶ月か、半年見合に

と思つておあります。

オニニ番

おにニ番に付きまゝに別は異議ございませんが、私も当時
のと場委員といふ、まゝに非常に反響させらるる面
があったと云うことは、視察も行つたときが四月十日と十四
まゝと云う非常に選挙を控えた関係で中々視察に
行けなうと云う困難な状態にぶつかりまゝに、幸に
十三番議員が新しくあられたときに一名だけ視察に加
つて戴き、さうゆう点からはい強いつと思つておあります。ので
後程議案側として視察の結果も報告願ひたいと存じ
ておあります。

甚だ残念な下り、その当時視察に行かされた方が全然出ていな
いと云うことは、理事者側としても計画を立てる際に大なる
視察を行う場合の計画を立てるのに非常にかゝるが悪い
今後責任問題と云うことも考へられますので、特に

かような処遇に付いては時期的なものもよく検討—
た上で決定願えるよう委員と—も反省せ—とおります
ので特に理事者側にも充分計画性をもって責任の
負えるような状態をつくらせての視察計画も建てるも
うよう進言いたします。

「第十一番 唯今指名があり—たので視察小に参加いた—ま—
に、議員の—人といた—ま—て、唯今、助役さんの方から発
表があり—たので、さうゆう施設についてどうかと云う
御指摘があれば確認—た範囲で説明いた—ますが
重複いた—ますので外廊—のり申—上げますが
永遠が視察小に行く—に考えていたよりも、現地で見ま
—たものが非常に信頼感のもてる施設である。最終的に
あます—浄化—した水がきれいであって、こゝがあれば多
摩川に流—ても、或は田中水組合の協力も得て、田中水に

に流—ても要成がないと云う結論、並に確信が—は得
てま—り—ま—たので、細部—に力をつけてどうかと云うような
実は何—て御答—え—た—ます。

「議長 外—に御意見ございますせんか。」

「要談—の—あり—」

「議長 オ—十三号 議案は決定いた—ます。」

「日程オ—十二 福祉伝染病院組合規約の一部改正について」

「議長 三六号 議案を上程いた—ます。」

「書記 朗 読」

「議長 議案オ—三六号について、要談あり—ませんか。」

「要談—」

「議長 要談—ものと認め、議案オ—三六号は、本案通り決定いた—ます。」

一談 日程オナニ 契約締結同意方について
三十七号議案も上程いたします。

一書記 朗 読

一助役 議案三十七号について説き及ぼします。

本件について契約締結同意方についてありますが、
本件は能く南地主にあります。汚物処理場の汚泥
引板ボラの設置であります。が、昨年、攪拌機がこわ
れまして非常——に長い間使用を禁止^{せざる}得ない状態に
あったのであります。が、攪拌機もお陰をもらって
完成をいたしました。が、唯貯留槽からあまる汚
泥をすくうに砂とか、腐蝕——とけりなると云うようなもの
のです。が、こわが從來使っておりまして、たものですと非
常に馬力も違、構造も違っております。関係上、甲も
なまら、いとううのが現状であります。——と云うの

THE CITY OF LOS ANGELES PUBLIC WORKS DEPARTMENT

種類に付いて水道又は東京都の指示を得まして、どうやう
ものがよいが苦しいのであります。たが、たま／＼ 東京都の
御意見によりましてと商脱型の式が一番よく には使は
れてゐる。田野の汚物処理場も視察——して、たが、こわが一番
よいのではないかと云うようなことで、先般委員会又は追
加予算——等のときにも、全体会議にかけまして、こわが
一応こわ——たものと造つてみると云うことで承認を得た
のであります。が、同意方について、議会に提出いたしてあり
ません。関係上、こわに提出いたしております。

こわは、条例の第四条に該当——あるものであります。こわ
五ヵ月以上の工事——する場合には二合の——の同意と必要
とする。と云う関係から提案するものであります。宜しく
御審議をお願いいたします。

一談 長 議案オミツについて御意見を伺ひします。

「かん番」議案三十七号につきまゝでは異議ありませんが、汚物の
残骸がこわれてゐる等の関係から昨年一議会に於きまゝ
で遠くまで処理して置くはならないと云う関係で
値段を上げてもらうのか、こゝうゆう問題を議会内におい
て審議をせよ結果としてはいくら補助を出すか、と云う
ように決定を小現在までしたわけですが、非常に
能く上等においても相当量を流してゐる。これはとに角
衛生上から云つても、若くは蠅等の発生を云々と伝染病
等の発生も考へなくてはならない。こゝうゆう点ですが
理事者ももう相当耳に聞いてゐると思ふが、これに對する
対策はどのようになつてゐるか、非常にこれは放つておけ
ない難しい問題ではなから、この点理事者より答へ
願ひたい。

おたすねの関係につきまゝでは、業者との間におきま

ゝては、一般の關係について全然迷惑をかうないよう
な処置をすること、こゝうゆうことで契約を結んであります。
色々島にあげた場合とか、いろんな關係につきまゝでは
その都度かなり強く注意をうながしてあります。
やうしたまゝでも結局何処にか捨つなくてはならない
と云う問題があるので、これは根本的な問題でござります
が、実は羽村から瑞穂之ある途中の山林の中に現在大分
捨て、ある場所がござります。これは各業者が自分
で山林を借りまして、やうして穴を掘つて自然に吸込ま
れると云う形で処理をしてあります。

穴の大きさの割に捨てる量が多いと云いますが、至る所に
はんらんしたてあります。非常に多い現状を呈
してあるわけがす。

それについて羽村町に於いても、非常に大きな問題に

なりまして、七月以降全部羽村の地域外に取払つて
くわとさうような、羽村町として強要求をさへしている
ような始末でありまして、何とかこの面を解決しな
くつはいけないうこととて、先般羽村会におきまし
ても色々相談した、し、たのです。今、松原を除
く後の全部の町村が困つております。何とか其
同全帯の形で大なる施設を完全に浄化出来る施設を
造つてさうゆう問題を解決しようではないか、さうゆ
うことに意見が一致をいたしまして、それでは早速
起債或は補助金の獲得とさう面を共同戦線を取ら、
さうするにいか、又仲々適当な場所の認定とさうこと
が骨の折れる問題であります。何とか適当な場
所をさがつてさうゆう公共的なものを造るとさうよう
なことで意見が一致をいたしまして、實際運動に入る

わけであります。が、この問題については何町村でも非常
に困つております。

最初に申し上げましたように、この町とにあきまゝは
二人の業者、田村組の田村孝一氏と瀬古岡吉氏の二人と契約を
してあるわけですが、色々問題の起る度に強く注意を
うながしてあるわけでありまして、さうゆう事
実があります。これは更に強く注意をうながさなければな
ります。根本問題といたしましては郡内の幾つかの
町村が共同して大きな浄化槽を造りたいとさうこと
でその方向に向つてやつてゐるわけでございます。

一、九番 根本問題についてはさうゆううな方法をとって極力早
期にそのしのが出来るような方法をとつてもらいたいと思
います。

迷惑とかけないようにと云います。が實際に大きく迷惑